

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議運営要領

令和 7 年 ○ 月 ○ 日
特定技能制度及び育成就労制度の
技能評価に関する専門家会議座長決定案

特定技能制度及び育成就労制度の技能評価に関する専門家会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議は、円滑かつ公正な議論及び意見聴取を担保すること並びに試験の運営に支障等が生じるおそれのある内容等を審議すること等の観点から、原則として非公開とする。ただし、座長が会議を公開することが適当であるとしたときは、この限りではない。
- 2 会議において配付された資料は、原則として公表する。ただし、座長が適当と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 3 会議においては、都度、議事要旨を作成し、各会議の終了後、公表する。ただし、上記 1 の観点から、座長が必要と認めるときは、その全部又は一部を非公表とすることができる。
- 4 会議においては、都度、議事録を作成する。当該議事録は、上記 1 の観点から、原則として非公表とする。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。